

古賀市オンライン面会設備等導入補助金に関するよくあるお問い合わせ

No	問い合わせ内容	回答内容
1	補助金の申請前に購入・改修した場合は対象となるのか。	購入・改修を実施した時期(事業実施期間)が令和2年4月1日から令和3年2月28日の間で令和3年3月31日までに事業に係る支払いが完了する場合は対象となります。
2	1法人で複数の該当施設がある場合、補助金上限額については、それぞれの取扱いとなるのか。合算で取り扱うことはできないか。	補助金上限額についてはそれぞれの取扱いとなります。一方の施設の補助金額が10万円だからといって、もう一方の施設の補助金額が30万円になることはありません。
3	1法人で複数の該当施設がある場合、一つの申請書にまとめて記載して提出しても差し支えないか。	申請書・実績報告については施設ごとに書類を作成していただく必要があります。法人本部で取りまとめて書類を提出する分には差し支えありません。
4	申請と実績報告を同時に提出していいか。	市が申請内容について精査する必要がありますので、同時に提出することはできません。
5	補助金の振込はいつごろになるのか。	実績報告ご提出後、1カ月程度要します。市から送られる古賀市オンライン面会設備等導入補助金確定通知書(第4号)に振込予定日を記載します。
6	10万円のタブレットを1台購入した場合の補助金額はどうか。	概要の補助対象経費にもありますとおり、タブレット端末等ハードウェア購入費1台あたりの補助対象経費上限額が5万円となっておりますので、補助金額は2万5千円となります。
7	オンライン面会用に個室を新たに整備した場合、どの部分までが補助対象経費として認められるのか。	改修費用やオンライン面会に必要なと市が認めるパーテーションや机・いす等の備品については対象となります。ただし、個室に設置する空気清浄機等の備品や消毒液や文具等、オンライン面会の実施に直接関係のない物品は対象外となります。
8	オンライン面会用に大きな部屋をパーテーションで区切って利用する場合、パーテーション設置に係る費用及び机・いす等の費用は対象となるのか。	対象となりますが、一時的な利用の場合は対象外となります。

No	問い合わせ内容	回答内容
9	オンライン面会場所はすでに利用者の各個室にインターネット回線が接続されているため、特設専用個室は設けずに今回の補助金で端末のみを購入予定としている。その場合、端末購入費は対象となるのか。	対象となります。ただし、オンライン面会専用端末として使用することが条件となります。
10	すでにインターネット回線と端末の整備が整っているため、今回の補助金でオンライン面会用の個室を整備予定している。その場合、対象となるのか。	対象となりますが、一時的な利用の場合は対象外となります。
11	事業に係る費用が膨大であるため、補助金上限額を逆算して必要最低限の書類提出で差し支えないか。(例:事業総経費は1000万円かかっているが、補助金上限額をふまえ、100万円相当の経費について申請したい。)	差し支えありませんが、一部認められない経費が発生して補助金上限額に満たない場合が想定されますので、事業に係る経費についてはすべて申請することをお勧めします。
12	(追加分) 国や県の補助金と重複して本補助金を申請しても差し支えないか。	重複しての申請は認めていません。
13	(追加分) インフルエンザ等の感染対策に本補助金を活用して導入した設備等を利用して差し支えないか。	新型コロナウイルス感染対策とあわせて利用する分については差し支えありません。

【問い合わせ先】

古賀市保健福祉部 予防健診課 新型コロナウイルス対策係

〒811-3116 古賀市庄205番地 TEL: 092-942-1151